

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年十一月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第四号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第四十二条	指定の年月日
建築基準法	指定に係る道路の位置
令和元年十一月一日	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千五百二十三番一、三千五百二十三番二、三千五百二十三番四	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
六十八・六〇	
五・五〇	